

予算特別委員会（令和2年3月16日～3月26日）

吉田宣弘議員の質疑

福岡県死因究明等推進協議会について



（吉田議員） 日本は高齢化社会の時代に突入し
久しい時間が経過しました。



そしてこのことは、これまでと比べ、毎年多くの国民が亡くなる時代に突入したことを意味しています。本県も例に漏れず、平成21年にお亡くなりになった方は、44,879人でしたが、平成30年にお亡くなりになった方は、53,309人と、この10年間で8,430人増加をしています。平成21年を母数

として増加割合を計算すると、18.78%増加しており、高齢化社会は多死化社会と言っても良いかと思えます。

人の死は、相続などの新たな法律関係が生じるきっかけとなる出来事で、いつ、どこで、どのようにお亡くなりになったかを正確に把握される必要があります。また、どのようにお亡くなりになったかは、お亡くなりになった方の人権を保障する意味でも重要になります。例外があることは承知しておりますが、一般的に人は誕生と同時に人権を取得し、死によって人権を失うと考えられます。しかし、死者の名誉を棄損する行為が刑法で処罰されることに鑑みると、死者にも守られるべき法益があり、その限りでは人権が存続しているとも考えることも出来ると思えます。その意味でも、どのようにお亡くなりになったかは、ご本人にとっても、その真実が秘密にされるべきことも多いかもしれませんが、それはそれとして、その死がどのように訪れたかを遺族や必要な公的機関に正確に把握されることは重要なことになると思えます。

そして、多死化時代において死の真実を究明する社会的要請が増加している状況のもと、このような死の真実などを科学的に正確に究明するための法律である死因究明等推進基本法が来年度から施行予定となっております。

そこで、まず、この死因究明等推進基本法の目的や、基本理念について、本県ではどのように認識しているかについて、お聞きします。

(保健医療介護総務課長) 死因究明等推進基本法の目的は、同法第1条に規定されているところであり、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することが目的とされています。

また、同法の基本理念は、第3条に規定されており、死因究明等が、地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、達成すべき施策の目標を定めて行われること、死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう行われること、災害や事故等における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止に寄与することとなるよう行われることが基本理念とされています。

(吉田議員) さて、この死因究明等推進基本法は、以前、死因究明等推進法として存在しておりました。残念ですが、平成26年9月に失効しているところ です。

しかし、根拠法が存在しているか否かに関わらず、先ほど申し上げましたけれども、人の死は、正確に把握されなければなりませんし、地域での取扱いに差異があってははいけません。そこで、この失効した死因究明等推進法は、便宜上、これから旧法と呼ばせて頂きますが、この旧法のもと、本県においては、福岡県死因究明等推進協議会が設置されているとお聞きしております。この協議会が設置されていない県も存在することをお聞きしておりますので、その意味で福岡県の死因究明に対する姿勢は評価に値するものと感謝申し上げたいと思います。

そこで、これまでの間における本県の死因究明等推進協議会の開催状況とその内容についてお聞きしたいと思います。

(保健医療介護総務課長) 死因究明等推進協議会は、本県における死因究明等に係る各種事業を推進させるとともに、その方策等について協議することを目的に、平成27年3月に設置しました。

県警察本部、地方検察庁、県医師会、九州大学医学部等に所属する9人の委員で構成しており、特定非営利法人日本法医学会の元理事長である九州大学医学部の教授に会長を務めていただいています。

平成27年4月に第1回目を開催し、本県の死因究明及び身元確認に係る状況について協議し、以降、毎年度1回、30年度までに5回開催しており、今月下旬には6回目の開催を予定しています。

議題として、関係機関の死因究明等に係る取り組み状況の情報の共有に加え、平成28年の熊本地震や29年7月の九州北部豪雨における死因究明等の現状などを議題としてきたところです。

協議の内容の一つとして、平成27年の第2回協議会において「交通事故で亡くなったご遺体についても、薬毒物検査を行った方がよい。」という委員からの示唆があり、28年10月から県内においては交通事故で亡くなった全てのご遺体に対して薬物検査を実施することにつながったという事例もあります。

(吉田議員) 新たな実務事例が生まれたとのことであり、非常に評価してよいと思います。加えて、既に設置されている協議会ですが、これから新しい法律である「死因究明等推進基本法」の施行を受けて、今後、協議会においてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

(保健医療介護総務課長) 当協議会は旧法である「死因究明等の推進に関する法律」が制定された際から設置しているものですが、新たに「死因究明等推進基本法」の成立、施行を受けまして、委員からご指摘がありましたように、死因究明の重要性に鑑み関係機関における死因究明に係る施策に実施状況について情報を把握、共有し、検証等を行っていくために、引き続き協議会を定期的で開催していくこととしています。

(吉田議員) さて、人の死は医学とは切り離すことができない事象です。人の死を医学的見地から科学的に公正な判断を下すことが出来る専門の研究機関が大学に設置されている法医学教室であり、その科学的な知見は死因究明等の分野では不可欠なものであると思います。本県における死因究明等の分野においても大いにその役割を果たしてゆかれることが期待されます。

そこで、本県における法医学教室の設置状況についてお聞きします。

(保健医療介護総務課長) 県内においては、九州大学、久留米大学、産業医科大学及び福岡大学の4大学の医学部に法医学教室が設置されています。

(吉田議員) 県内には、4大学において設置されているということですので、その地域において、この4大学の法医学教室が大いにその役割を果たしてほしいと期待したいと思いますが、そのためにも、本県の死因究明等推進協議会において、法医学教室の積極的な活用について、おおいに議論して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

(保健医療介護総務課長) 当協議会においては、これまでも法医学教室の教授である委員から、法医学教室に関するご意見等も頂いてきているところです。

法医学教室においては、医学的な解明や助言を必要とする案件について、科学的で公正な医学的判断を下すことによって、個人の基本的な人権の擁護、社会の安全、福祉の維持に寄与することを研究されており、引き続き、死因究明等に資する法医学教室の活用について、この協議会において議論をしてみたいと思います。